

平成24年(行ウ)第6号

原告 官部慎太郎

被告 鳥取市

証拠説明書

平成25年6月21日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠

被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康

被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙11	平成25年度固定資産税のしおり 原本	—	財団法人資産評価システム研究センター	固定資産の評価及び価格の決定に際し、同和地区内に存在する固定資産であることが必ずしも反映されないこと	
乙12	回答書 原本	平成25年6月18日	公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会	不動産鑑定士が標準宅地の標準価格を査定するにあたって、同和地区であることを理由に価格を上下させることはなく、固定資産の評価及び価格の決定に際し、同和地区内に存在する固定資産であることが必ずしも反映されないこと	
乙13	鳥取市同和対策総合計画【平成4年4月】 写し	平成4年4月	被告	鳥取県東部の同和地区における15歳以上の就労比率が鳥取県全体にくらべて相対的に低く、生活保護受給率が相対的に高いこと	
乙14	鳥取市同和対策総合計画【平成9年4月】 写し	平成9年4月	被告	鳥取県内の同和地区の有業者の収入が県内一般の有業者よりも相対的に低く、生活保護受給率が相対的に高いこと	

乙15	鳥取市同和対策総合計画 【平成14年3月】	写し	平成14年3月	被告	鳥取県内の同和地区の有業者の収入が県内一般の有業者よりも相対的に低く、生活保護受給率が相対的に高いこと	
乙16	人権の確立をめざして — 同和地区実態把握等調査から —	写し	平成19年2月	財団法人鳥取県部落解放研究所	鳥取県内の同和地区の有業者の収入が県内一般の有業者よりも相対的に低く、生活保護受給率が相対的に高いこと	